

令和6年第10回会津若松市農業委員会 総会議事録

- 1 日 時 令和6年10月22日（金）午前9時
- 2 場 所 会津若松市河東支所2階大会議室
- 3 委 員 農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 18名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
		5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也	17番委員	手代木 久司	18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 16名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清		
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
		14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

- 5 欠席した農業委員 1名

4番委員	春日部 一視				

欠席した農地利用最適化推進委員 2名

9番委員	平塚 与八	13番委員	菅井 洋一		

- 6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	入江 俊一郎	主事	渡部 由華子		

- 7 出席した執行機関職員 なし

議長（会長）	只今より、令和6年第10回会津若松市農業委員会総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は16名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。 次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員13番・佐野 和枝（さの かずえ）委員、同じく14番・武田 久美子（ただ くみこ）委員、以上2名の方をご指名申し上げます。 それでは議事に入ります。 はじめに、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 （関係する議案により退席）農地利用最適化推進委員 奈良橋 渉 委員
議長（会長）	はじめに、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2ページをお開きください。 議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。
（農業委員10番） 室野井 建一 委員	次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、湊班担当委員より1番について報告願います。 議案第44号の1番について、農業委員10番室野井より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 1番の案件につきまして、譲受人は新規就農者として利用権設定により適正に農地を利用しており、その利用権設定された農地を含めて所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、10月16日午後4時より、担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員7番） 庄司 遼 委員	次に、門田班担当委員より2番から4番について報告願います。 議案第44号の2番から4番について、農業委員7番庄司より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 2番から3番の案件につきましては農家への農地の所有権の移転を、4番の案件につきましては認定農業者への所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、10月18日午後5時より、担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員2番） 大竹 吉弘 委員	次に、大戸班担当委員より5番から6番について報告願います。 議案第44号の5番から6番について、農業委員2番大竹より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 5番から6番の案件につきましては農家への農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、10月12日午前9時より、担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員5番） 荒井 重隆 委員	次に、荒井班担当委員より7番から8番について報告願います。 議案第44号の7番から8番について、農業委員5番荒井より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。

議長（会長） （推進委員 4 番） 長谷川幸栄委員	7 番の案件につきましては親族間での所有権の移転を、8 番の案件につきましては地域内の共有地を代表で管理する者を変更するための所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、10 月 15 日午後 2 時より、担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （推進委員 1 番） 梶内 徳仁 委員	次に、川南班担当委員より 9 番について報告願います。 議案第 44 号の 9 番について、推進委員 4 番長谷川より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 9 番の案件につきましては農家に対する所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、10 月 15 日午後 2 時より、担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （推進委員 17 番） 渡部 裕末 委員 農業委員会事務局	最後に、八田班担当委員より 10 番について報告願います。 議案第 44 号の 10 番について、推進委員 1 番梶内より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 10 番の案件につきましては同一世帯内での所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、10 月 13 日午前 9 時より、担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員 18 番） 佐々木 隆夫 委員 （農業委員 10 番） 室野井 建一 委員	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （挙手 渡部裕末委員） 8 番と 9 番の面積が全く一緒だが、こちらで合っていますか。 失礼しました。9 番の権利取得後の面積を訂正します。 正しくは、田 33,423㎡、畑 7,039㎡、合計で 40,462㎡となります。大変失礼いたしました。
議長（会長） 議長（会長）	大変失礼しました。先程報告したとおりに訂正お願いいたします。 他にご質問等ございませんか。 （挙手 佐々木委員） 1 番についてですが、譲受人に係る権利取得後の経営面積が、許可を受けようとする土地面積と同じだが中野氏は今まで農地を持っていないということですか。
議長（会長） 議長（会長）	中野氏については、農地の所有はこれまで無く、渡部修氏（譲渡人）と利用権設定をしソバを耕作されていた。今回、渡部修氏から譲り受け所有権を移転の流れになりました。そのため、営農も以前から行っています。説明以上です。 佐々木委員、他の委員の方々も他にご質問ありますか。 （なし の声あり） それではお諮りいたします。議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長） 議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。 次に、議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
議長（会長） 議長（会長）	農業委員会事務局 総会資料の 15 ページをお開きください。 議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。 事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、担当委員等の調査報告を求めます。

議長（会長）	まず、川南班担当委員より報告をお願いします。
（推進委員 16 番） 高橋 一美 委員	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。 推進委員 16 番高橋一美より、議案第 45 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、土壤改良に伴う砂利採取として一時転用するものです。 農地区分については、農用地区域内農地であります。申請事業である「土壤改良に伴う砂利採取」は、一時転用事業と見られることから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、10 月 17 日午 9 時 45 分から、農地部より折笠 部長、渡部 副部長、大島 委員の 3 名の他、地区委員 3 名、事務局 1 名の計 7 名で実施したものであります。 また今回は、申請面積が 1 ヘクタールを超えているため、県農業会議の常設審議委員である「磐梯町農業委員会会長・加藤 健一 氏」による現地調査が、併せて実施されております。 本件については、都市計画法は手続き済、農振法・土地改良区は同意済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。
議長（会長）	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。 （農地部長報告）
（農地部長） 折笠 康裕 委員	ただ今の案件につきまして農地部で現地を確認したところ、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員及び農地部長からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。 次に、議案第 46 号 農用地利用集積計画の決定について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 17 ページをお開きください。 議案第 46 号 農用地利用集積計画の決定について であります。 この案件は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、門田班担当委員より 1 番について報告願います。
（農業委員 7 番） 庄司 遼 委員	推進委員 7 番庄司より利用権設定の 1 番について、ご報告いたします。 この案件につきましては、農家に対する利用権設定です。 10 月 18 日午後 6 時より、担当委員 4 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、館ノ内班担当委員より 2 番から 3 番について報告願います。
（農業委員 15 番） 星 俊典 委員	農業委員 15 番星より利用権設定の 2 番から 3 番について、ご報告いたします。 これらの案件につきましては農家間における利用権設定であり、10 月 15 日午後 2 時より、担当委員 2 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）

議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 46 号 農用地利用集積計画については、これを原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 46 号 農用地利用集積計画について は、原案のとおり決せられました。 次に、議案第 47 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 18 ページをお開きください。 議案第 47 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について であります。 この案件は、相続税の納税猶予の特例を適用している者が、引き続き、特例の適用を継続するためには、過去 3 年間に於いて農地を農地として適切に管理していることが要件とされており、その証明書の交付の可否についてご審議いただくものです。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、門田班担当委員の調査報告を求めます。
（農業委員 7 番） 庄司遼委員	議案第 47 号の 1 番について、農業委員 7 番庄司より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、相続税の納税猶予の特例の適用を受けている申請人が、引き続き納税猶予の適用を受けるため、納税猶予の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明となります。 調査月日は、10 月 15 日午前 9 時より、担当委員 4 名が申請書記載内容について確認や現地調査等を実施した結果、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく、適切に管理されていることを確認し、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	門田班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 47 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を交付することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 47 号については、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を交付することと決せられました。 次に、議案第 48 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」の交付について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 19 ページをお開きください。 議案第 48 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」の交付について であります。 この案件は、相続税の納税猶予の特例を適用している者が、引き続き、特例の適用を継続するためには、過去 3 年間に於いて農地を農地として適切に管理又は特定貸付していることが要件とされており、その証明書の交付の可否についてご審議いただくものです。説明は以上です。
議長（会長） （農業委員 6 番） 大島 光信 委員	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、南四合・町北班担当委員の調査報告を求めます。 議案第 48 号の 1 番について、農業委員 6 番大島より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、相続税の納税猶予の特例の適用を受けている申請人が、引き続き納税猶予の適用を受けるため、納税猶予の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明となります。 調査月日は、10 月 15 日午前 9 時より、担当委員 2 名が申請書記載内容について確認や現地調査等を実施した結果、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく、

	適切に管理されていることを確認し、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	南四合・町北班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 48 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」を交付することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 48 号については、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」を交付することと決せられました。 次に報告に移ります。 報告第 29 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について、 報告第 30 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第 31 号 各種証明に係る交付事務については、事務局より報告願います。 報告第 32 号 農地の地目変更登記に係る照会への対応について は、事務局より報告願います。
農業委員会事務局	報告第 29 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について、ご報告いたします。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらの 8 案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものであります。 次に、報告第 30 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものであります。 次に、報告第 31 号、各種証明に係る交付事務についてであります。 詳細につきましては、議案書に記載のとおりであります。 これらの 2 案件につきましては、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、農地の地目変更に係る登記手続等のため証明書を交付するものであり、事実と相違ないことを確認できたことから、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し証明書の交付を行い、同条第 2 項により報告するものであります。 次に、報告第 32 号「農地の地目変更登記に係る照会への対応について」ご報告いたします。 詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、「現況地目が非農地」であると確認できたことから、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し回答書を送付したところであり、同条第 2 項の定めにより報告するものであります。
議長（会長）	報告でございます。ご了承願います。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 （午前 9 時 35 分 閉会を宣言する。）

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和 6 年 11 月 20 日

会津若松市農業委員会 会長 渡 部 政 美

農業委員 13 番 佐 野 和 枝

農業委員 14 番 武 田 久美子